



島根県報

平成24年 4月16日 (月)

号外 第 7 6 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧

(森 林 整 備 課) 2

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成24年 4 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
焼火山特別保護地区	隠岐郡西ノ島町の一部	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び隠岐支庁に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成24年 4 月16日から平成24年 5 月 1 日まで